

議会みらい創造特別委員会  
調査研究結果報告書

令和6年9月

## 1 設置の経緯

- 令和5年7月4日の本会議において設置され、次の8名が委員として選出された。  
大島もえ、片渕卓三、川村つよし、さかえ章演、早川八郎、日比野和雄、安田吉宏、山下幹雄
- 同日開催の委員会において、委員長に早川八郎、副委員長に片渕卓三を選出した。
- 委員会には、オブザーバーとして議長及び副議長が出席した。

R5.7.4 (第1回) ~R6.4.26 (第10回)  
議長：丸山幸子 副議長：松原たかし  
R6.5.30 (第11回) ~R6.9.25 (第15回)  
議長：松原たかし 副議長：陣矢幸司

## 2 調査研究事項

- 本特別委員会の設置目的である、尾張旭市議会基本条例に明記される議会改革に総合的、長期的に取り組み、議会の活性化を図っていくことを踏まえ、以下の4つの事項について調査研究を行った。

- 1 予算決算常任委員会の設置の検討
- 2 政策立案機能の強化に向けた仕組みづくりの詳細
- 3 常任委員会の数と委員会委員定数のあり方について  
(複数委員会所属、4常任、10名体制、委員の任期)
- 4 各種委員会の委員長手当の検討

### 3 委員会開催状況と内容

	開 催 日	内 容
1	令和5年 7月 4日	・正副委員長互選
2	令和5年 7月24日	・調査研究事項について ・スケジュールについて
3	令和5年 8月 7日	・調査研究の進め方について ・調査研究事項について ・調査研究結果報告書（案）について
4	令和5年 9月27日	・予算決算常任委員会の設置の検討について ・政策立案機能の強化に向けた仕組みづくりの詳細について ・各種委員会の委員長手当の検討について ・調査研究結果報告書（案）について
5	令和5年11月 9日	・予算決算常任委員会の設置の検討について ・政策立案機能の強化に向けた仕組みづくりの詳細について ・常任委員会の数と委員会委員定数のあり方について ・各種委員会の委員長手当の検討について ・調査研究結果報告書（案）について
6	令和5年11月29日	・予算決算常任委員会の設置の検討について ・常任委員会の数と委員会委員定数のあり方について ・調査研究結果報告書（案）について
7	令和6年 1月 9日	・政策立案機能の強化に向けた仕組みづくりの詳細について ・常任委員会の数と委員会委員定数のあり方について ・調査研究結果報告書（案）について
8	令和6年 2月 7日	・政策立案機能の強化に向けた仕組みづくりの詳細について ・常任委員会の数と委員会委員定数のあり方について ・調査研究結果報告書（案）について

9	令和6年 3月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策立案機能の強化に向けた仕組みづくりの詳細について</li> <li>・常任委員会の数と委員会委員定数のあり方について</li> <li>・調査研究結果報告書（案）について</li> </ul>
10	令和6年 4月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策立案機能の強化に向けた仕組みづくりの詳細について</li> <li>・常任委員会の数と委員会委員定数のあり方について</li> <li>・調査研究結果報告書（案）について</li> </ul>
11	令和6年 5月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策立案機能の強化に向けた仕組みづくりの詳細について</li> <li>・調査研究結果報告書（案）について</li> </ul>
12	令和6年 6月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策立案機能の強化に向けた仕組みづくりの詳細について</li> <li>・調査研究結果報告書（案）について</li> </ul>
13	令和6年 8月 6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策立案機能の強化に向けた仕組みづくりの詳細について</li> <li>・調査研究結果報告書（案）について</li> </ul>
14	令和6年 9月 2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策立案機能の強化に向けた仕組みづくりの詳細について</li> <li>・調査研究結果報告書（案）について</li> </ul>
15	令和6年 9月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査研究結果報告書（案）について</li> </ul>

## 4 調査研究結果

- 各事項の調査研究結果は以下のとおり。

### (1) 予算決算常任委員会の設置の検討

ア 本市議会におけるこれまでの予算決算審査の実施方法、予算決算特別委員会の設置に至る経緯及び審査方法を確認した。

また、常任委員会化に伴う委員会条例の改正を想定した場合、令和6年度の予算決算審査の方針については、令和5年12月までに決める必要があることを確認した。

（令和5年7月24日）

イ 各会派において、令和6年度から予算決算常任委員会を設置することについて協議することとした。

（令和5年8月7日）

ウ 令和6年度から予算決算常任委員会を設置することに対する各会派の協議結果を確認し、各会派の意見も含めて再度各会派で協議することとした。

（令和5年9月27日）

エ 令和6年度から予算決算常任委員会を設置することに対する各会派の協議結果を確認し、常任委員会化する方向には全会派が賛同した。

その中で、現在の予算決算特別委員会で実施している審査方法のまま常任委員会化する意見と形を変えた上で常任委員会化する意見があり、

「現在の形を基本とし、令和6年度から常任委員会とする。ただし、分科会のやり方については必要に応じて検討していく。」という正副委員長案について各会派で協議することとした。

（令和5年11月9日）

オ 正副委員長案に対する各会派の協議結果を確認し、正副委員長案のとおりとすることに全会派賛同した。

（令和5年11月29日）

#### 【検討結果】

予算決算特別委員会として試行してきた現在の形を基本とし、令和6年度から常任委員会とする。ただし、分科会のやり方については必要に応じて検討していく。

## 【検討総括】

本市議会では、「予算の分割付託の問題点の解消を図る」とともに、「予算審査と決算審査を同一の議員が総合的、一体的に審査を行うことで、議会の監視機能及び政策立案機能の強化を図る」ため、予算決算常任委員会の設置に向け、令和3年度から令和5年度に全議員で構成する予算決算特別委員会を試行的に設置した。

本特別委員会では、試行状況も踏まえながら協議・検討を重ねた結果、大原則である議案不可分の原則、議案一体の原則からいうと、以前の形である常任委員会への分割付託をするやり方は適切ではないこと。常任委員会に対応した分科会を設置することで、より専門的な見地で予算決算審査が行えること。以上のことから、議会の適切な運営、監視機能及び政策立案機能の強化につながるため、現在試行している形を基本とした予算決算常任委員会を、令和6年度から設置するとの結論に至った。

※ 令和5年12月20日の本会議で所管事務調査報告済み。令和6年4月1日に予算決算常任委員会設置。

なお、分科会については、現在の形を完成形とするのではなく、より良い運営ができるよう、必要に応じ見直しを検討するものとした。

## (2) 政策立案機能の強化に向けた仕組みづくりの詳細について

ア 本市議会におけるこれまでの検討経緯と、議会運営委員会で認め合った事項について確認した。

(令和5年7月24日)

イ 議会運営委員会で認め合われている枠組みを基に、細かい進め方など仕組みの詳細について協議することを確認した。

(令和5年8月7日)

ウ 議会運営委員会で認め合われている枠組みや協議内容を基に、正副委員長案を作成することを確認した。

(令和5年9月27日)

エ 議員力アップ研修等の内容も踏まえながら、正副委員長案を作成することを確認した。

(令和5年11月9日)

オ 政策立案等を実施する際の全体の流れをまとめたフローチャートの正副委員長案について、内容を各会派において協議することとした。

(令和6年1月9日)

力 フローチャートについて、各会派の協議結果を基に協議を行った。このフローチャートを基に、今後、協議を進めていくことを確認した。  
(令和6年2月7日)

キ フローチャートを文章化した正副委員長案を作成することを確認した。  
(令和6年3月18日)

ク フローチャートを文章化した基本指針の正副委員長案について、各会派において協議することとした。  
(令和6年4月26日)

ケ 基本指針等について、各会派の協議結果を基に協議した。協議体に参加する議員は、あくまで有志であり、所属会派の総意は必要ないこと、実施手法を2つから3つとしたこと及び基本指針の内容が固まった後に、フローチャートは再度作成することを確認した。基本指針等の内容について、引き続き、各会派において協議することとした。  
(令和6年5月30日)

コ 基本指針等について、各会派の協議結果を基に協議した。基本指針等の内容について、引き続き、各会派において協議することとした。  
(令和6年6月25日)

サ 基本指針について、各会派の協議結果、大幅な修正に関する意見があったことから、この意見やこれまでの本特別委員会での協議結果を踏まえ、修正した正副委員長案を作成することとした。また、修正した正副委員長案については、次回までに各会派において協議することとした。  
(令和6年8月6日)

シ 基本指針等について、各会派の協議結果を確認し、正副委員長案のとおりとすることに全会派賛同した。  
(令和6年9月2日)

#### 【検討結果】

議員が政策立案等を行う際の基準となる「尾張旭市議会政策立案等の実施に関する基本指針」を策定した。  
なお、本基本指針については、令和6年10月1日から施行することとした。

## 【検討総括】

本市議会では、尾張旭市の更なる発展のためには、市議会の政策立案機能を強化することは非常に重要であると認識しており、これまでも調査研究を重ねてきた。

本特別委員会では、議会運営委員会にて認め合った事項を基に、政策立案等を行う際の基準となるものを策定することとし、協議・検討を行った。

基準については、主に委員会で取り扱う前の議員活動としての動きを示すもので、一目で内容を把握でき、政策立案等をスピーディーに行えることを大きなポイントとし、協議・検討を進めた結果、「尾張旭市議会政策立案等の実施に関する基本指針」として取りまとめ、策定した。

これまでも、議員が政策立案等を行うことは可能であった。しかしながら、本市議会では議員が政策立案等を行う際の詳細な取り決めなどがなく、スタートからゴールまでのイメージができないこともあり、なかなか取り組みが進まない面があった。今回、基本指針を策定したことで、全体の流れがイメージできるため、政策立案等をより活発に行うことができるようになると考える。

なお、本基本指針については、現時点で想定できた事項を取りまとめたものであり、運用する中で、改善点などが生じた場合には、その都度、内容の見直しを行うこととした。

### (3) 常任委員会の数と委員会委員定数のあり方について（複数委員会所属、

#### 4常任、10名体制、委員の任期）

ア 本市議会における常任委員会の現状と変更案を確認した。

（令和5年7月24日）

イ 各会派において、常任委員会の数、委員定数、任期の考え方について協議することとした。

（令和5年9月27日）

ウ 各会派からの意見や予算決算委員会の常任委員会化を踏まえ、各会派において引き続き協議することとした。

（令和5年11月9日）

エ 常任委員会の数と委員会委員定数のあり方について、各会派の協議結果を基に協議を行った。

常任委員会を2つに統合することも含め、改めて各会派において協議することとした。

（令和5年11月29日）

才 常任委員会を2つに統合することも含め、常任委員会の数と委員会委員定数のあり方について、各会派の協議結果を基に協議を行った。

常任委員会の数については、現状のまま3つとする、福祉文教委員会を2つに分け4つとする、統合して2つにするなど、意見が分かれた。

予算決算委員会を新たに常任委員会化することもあり、常任委員会の数の検討は一旦凍結する。また、3つのままである場合は、委員定数も現状のままとすることを確認した。

2年任期については、課題を洗い出すこととし、各会派において協議することとした。

（令和6年1月9日）

力 2年任期について、各会派の協議結果を基に協議を行った。

令和6年度は課題や2年任期の試行などについて協議し、試行を行う場合は、早くても令和7年度からとすることを確認した。

2年任期とした場合の議長、副議長、監査委員の任期などについて、各会派において協議することとした。

（令和6年2月7日）

キ 2年任期とした場合の議長、副議長、監査委員の任期などについて、各会派の協議結果を基に協議した。

2年任期の試行を行う場合、①議長、副議長、監査委員については切り離して考えることについて、②議長が総務委員会に所属する決まりの維持・廃止について、③正副委員長も2年任期とすることについて、3つのことについて、各会派において協議することとなった。

（令和6年3月18日）

ク 2年任期の試行を行う場合、①議長、副議長、監査委員については切り離して考えることについて、②議長が総務委員会に所属する決まりの維持・廃止について、③正副委員長も2年任期とすることについて、各会派の協議結果を基に協議した。

①から③までについては、議会人事に関わる事項であるため、詳細まで意見を集約することはせず、2年任期を試行する際の課題とそれに対する議会みらい創造特別委員会で出た意見としてまとめ、議長に報告することを確認した。

（令和6年4月26日）

### 【検討結果】

令和7年度と令和8年度で、常任委員の2年任期を試行する。ただし、試行するに当たっては、

- ① 議長・副議長・監査委員については切り離して考えることについて
- ② 議長が総務委員会に所属するという決まりの維持や廃止について
- ③ 正副委員長も2年任期とするのかについて

の3つの課題があるが、議会人事に関わる事項であるため、議会みらい創造特別委員会では、無理に意見を集約することはせず、課題等に対して出た意見として報告書にまとめるものとした。

### 【検討総括】

本特別委員会では、より効果的、効率的に審議ができるよう、所管する事項の範囲が広い福祉文教委員会を健康福祉部及びこども子育て部と教育委員会、それぞれを所管する2つの常任委員会に分け、4常任委員会とし、各議員が2つの常任委員となった上で、委員定数を各10人とすること。また、委員の任期について、協議・検討を行うとともに、あわせて常任委員会を2つに統合することについても議論した。

常任委員会の数及び委員定数については、令和6年度から予算決算委員会を常任委員会化することから、現状のままとの結論に至った。

委員の任期については、2年任期とすることで所管する事項に対する見識を深めることができ、活発な政策立案・提言につながるとの意見がある一方で、1年任期であれば、すべての委員を経験することも可能であり、その機会が失われることを懸念する意見などが出た。こうした様々な意見が出た中で、まずは、条例等は改正せず、運用により、令和7年度と令和8年度で2年任期の試行を行うとの結論に至った。

なお、本特別委員会の中で、試行するに当たっては、整理しなければならない議会人事に関わる3つの課題が挙げられた。この3つの課題に対して出た意見については、別添資料として取りまとめたので、試行を開始するまでに、所管する委員会等で整理していくことで認め合った。

### (4) 各種委員会の委員長手当の検討

ア 本市議会における委員長手当の経緯として、支給状況、廃止の経緯及び議会改革推進特別委員会での検討結果を確認した。

(令和5年7月24日)

イ 尾三11市議会における支給状況、導入経緯及び検討の有無を確認し、各会派において各種委員会における正副委員長手当の必要性や金額、支給開始時期等について協議することとした。

（令和5年9月27日）

ウ 各種委員会における正副委員長手当について、各会派の協議結果を基に協議を行った。

全会派において、現状のままであれば正副委員長手当は支給しないという方向性であった。また、他の調査研究事項の結論により、考えが変わる可能性があるということを確認した。

（令和5年11月9日）

#### 【検討結果】

各種委員会の委員長手当は現状のまま支給しないものとし、他の調査研究事項である委員会の数や委員定数、任期や正副委員長の役割に変更があった場合に、実施検証を踏まえた上で、改めて検討する。

#### 【検討総括】

正副委員長手当の支給については、令和元年度に議会改革推進特別委員会において協議・検討を行ったが、当時は合意形成を図ることが困難と判断し、当面は現行どおり支給しないこととなった。

本特別委員会では活発な議論の結果、本市議会における委員長手当の経緯や近隣市議会における支給状況等を確認し、委員長手当の必要性や金額、支給開始時期等の協議を経て、各種委員会の委員長手当は現状のままであれば支給しないという結論となった。

なお、委員会の運営方法等に変更があった場合には、改めて検討することで認め合った。

## 5 おわりに

尾張旭市議会では、議会基本条例に基づき、継続して、公正かつ透明で市民に開かれた議会の実現のため、議会改革に取り組んでいる。

この議会みらい創造特別委員会は、議会改革、議会の活性化に係る検討を目的として令和5年7月に設置された。また、「議会みらい創造特別委員会」という名称は、本市議会のこれまでの歩みを継承しつつ、これから議会をより良く活性化させていくという思いを込めたものとした。

さて、本特別委員会では議会の活性化に向けて4つの事項について、調査研究を行った。

委員会の中では、委員から活発に意見が出され、非常に有意義な議論を行うことができた。本特別委員会をとおして、議員同士が忌憚のない意見を気兼ねなく言い合える場、雰囲気こそが、議会の活性化の根幹ではないかと改めて感じた。

4つの調査研究事項のうち、具体的な結論に到達していないものもあるが、おおむね方向性を導き出すことができたと考えている。

市民のため、尾張旭市の発展のため、引き続き、議会の活性化につながる取組を進めていくことが、尾張旭市議会に課された使命であることを改めて強く思った。

## 「2年任期」の課題等についての各会派意見 ①

	常任委員の2年任期の試行を行うとしても、議長・副議長・監査委員については切り離して考えることについて	議長が総務委員会に所属するという決まりの維持や廃止について	2年任期の試行を行う場合、正副委員長も2年任期とすることについて
令和あさひ	正副議長・監査委員については切り離して考えること。	議長の総務委員会所属の取り決めは廃止する。 正副議長の同一委員会は避ける。 委員会で新旧議長の入れ替えをする。	正副委員長は原則固定化する。
市民クラブ	議長・副議長・監査委員の任期は1年のままとする。	議長の総務委員会所属の取り決めはそのままとする。	正副委員長を2年務めることも可能とする。
公明党 尾張旭市議団	議長・副議長・監査委員の任期については切り離して議論してはどうか。 特に議長任期については、議長経験者の意見を求めたい。	議長の総務委員会所属については、現状維持で良いと考えるが、他市議会によっては、常任委員会に所属していないところもあるので、今後も議論が必要と考える。	正副委員長とも2年任期で良い。ただし同常任委員会での正副委員長の交代は認める。
日本共産党 尾張旭市議団	3役員の任期については、2年でなくても良い。	議長が総務委員会に所属することが望ましい（緩和）。	2年任期とすることが望ましい。
愛知維新の会 尾張旭市議団	委員会任期と議長・副議長・監査委員は切り離して考える。	議長は総務委員会にこだわらなくても良い。	2年任期の場合、正副委員長再任は妨げない。指名推薦を含む委員会内選挙にて決する。

## 「2年任期」の課題等についての各会派意見 ②

	その他
<b>公明党 尾張旭市議団</b>	議長就任後会派を離脱している市議会がある。今後議論してはどうか。
<b>日本共産党 尾張旭市議団</b>	<p>何を優先的に考えるか？ということだと思う。常任委員会を2年任期とすることを優先的に考えると、そこから影響のある①②③の課題の要件を緩和したほうが、常任委員会を2年任期と、しやすいと考える。</p> <p>ただし、正副議長が同一の委員会に所属することは、なるべく避けた方が良いと思われる。このため、仮に常任委員会を2年と決めた場合であっても、正副議長に就任する場合は、委員会の入れ替えを検討しても良いのではないかと思う。</p> <p>常任委員会の委員定数を6～7名、合計で20名などとする、条例改正で柔軟な対応を定めておくと、正副議長が重なりそうになったときに、他の議員と入れ替える措置を取らなくて済むかも知れない。</p>